

# プロポーザル説明書

## 1 プロポーザルの目的

札幌市都市局建築部が発注する工事に係る設計業務を委託する者（以下「設計者」という。）の選定にあたり、創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その業務の内容に最も適した設計者を選定することを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

（仮称）栄東地区再編小学校新築ほか設備工事に係る設備設計

（（仮称）栄東地区再編小学校新築ほか設備工事基本・実施設計）

### (2) 背景等

札幌市立栄東小学校は、昭和50年度に開校し、昭和57年度に児童数が1,165人(30学級)となりピークを迎えた。増加する児童数に対応するために栄東小学校と栄北小学校の通学区域を再編し、昭和58年度に札幌市立栄緑小学校を開校、栄緑小学校は昭和60年度に児童数620人(18学級)となりピークを迎えた。栄東小学校と栄緑小学校は、ピークを迎えて以降、少子化の影響により、児童数が減少傾向にあり、「学校の小規模化」が進んでいる。こうした状況を踏まえ、栄東地区に保護者や地域の代表者、学校関係者で組織される「学校配置検討委員会」を令和5年2月から令和7年2月まで設置し、子どもたちにより良い教育環境を提供するための検討を行ってきた。検討の結果、当初札幌市が提示した取組案のとおり、栄東小学校敷地において栄東小学校と栄緑小学校を再編し、新設校を設置することで協議は終了した。

本事業は、再編により小規模化から生じる課題を解決するとともに、建設から50年が経過し老朽化が進んでいる栄東小学校校舎を解体し、再編小学校を新築することにより、学校教育環境の改善を目指し、令和11年度以降の工事着手に向けて基本・実施設計を行うものである。

### (3) 計画地の概要

ア 所在地 札幌市東区北46条東13丁目 1-1

イ 敷地面積 14,112m<sup>2</sup>

ウ 地域地区等

用途地域	第一種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率80%） 第一種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
防火地域	指定なし
日影規制	3時間・2時間 4時間・2.5時間
高度地区	北側斜線高度地区 33m北側斜線高度地区
その他	宅地造成等工事規制区域、自動車ふくそう地区、景観計画区域、埋蔵文化財の包蔵地外、都市ガス供給エリア外

#### (4) 建築計画

##### ア 施設規模の概要

(ア) 校舎棟 延べ面積 約7,800m<sup>2</sup>

(うち給食室約350m<sup>2</sup>、まちづくりセンター約450m<sup>2</sup>、児童会館約450m<sup>2</sup>(※))

(※) 天井高6m以上の軽運動可能な多目的ホール約150m<sup>2</sup>を含む。

(イ) 屋内運動場棟 延べ面積 約1,300m<sup>2</sup>(うち体育館開放用施設約110m<sup>2</sup>)

##### イ 留意事項

(ア) 校舎棟は延べ面積で700m<sup>2</sup>程度の増築スペースを確保した計画とする。

(イ) 仮設校舎は使用しない計画とする。

(ウ) 本プロポーザルにおいては、プール施設は解体を行う計画とする。

##### ウ 概算事業費(予定)

約55億円(校舎等建設／解体／グラウンド造成)

基本・実施設計業務に係る事業費：建築 約10,500万円、設備 約3,500万円

##### エ 想定スケジュール

令和8～10年度(2026～2028年度)～ 基本・実施設計

令和11年度(2029年度)～ 工事

#### (5) 設計の進め方

ア 「(仮称)栄東地区再編小学校新築等基本計画」に基づき設計を進めるものとする。

イ 配置、平面計画については、複数案を比較し、検討を進めるものとする。

ウ 施設管理者、児童、PTA、教職員及び地域住民の意見を踏まえ、協議・調整を行いながら設計を進めるものとする。

エ 基本設計時に札幌市とZEB化に向けた検討を行い、その可能性に応じて設計を進めるものとする。

オ 業務内容の詳細については、業務発注時に示す「設計業務委託設計書」によるものとする。

### 3 参加資格

---

#### (1) 参加者に求められる資格要件

次に掲げる資格及び条件の全てを満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書(様式2)の提出までに令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス業」中分類「設備設計・監理業」の名簿区分で登録されていること。

ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っており、本社又は本店が札幌市内にあること。

カ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、一棟の延べ面積が300m<sup>2</sup>以上(既存部分の床面積を除く。)の令和6年国土交通省告示第8号別添二第七号(幼稚園を除く。)又は第八号の用途に供する建築物の新築、増築、改築のいずれかに係る実施設計業務(平成28年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが

済んでいる設備設計に限る。共同企業体により履行した業務を含む。)において、元請としての履行実績を有すること。

キ (2)に掲げる業務従事者を配置できること。

(2) 業務従事者の資格等

ア 設備設計

(ア) 総括責任者及び主任技術者は、建築士法に規定する設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士いずれかの資格を有するものであること。また、一方が電気設備担当、他方が機械設備担当とすること。

※ 総括責任者及び主任技術者がともに設備設計一級建築士の資格を有しない場合においても、建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の3の規定に基づく設備設計一級建築士による設計への関与を必要とする（再委託が可能）。

(イ) 総括責任者とは、常に業務の進捗を把握し総括する役割を担い、「札幌市委託業務契約約款（建築設計）」における主任設計者にあたる者とすること。

イ 総括責任者及び主任技術者は、参加表明する所属組織と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

ウ 総括責任者と主任技術者は、兼任しないこと。

(3) 重複してプロポーザルに参加する場合

参加及び審査については別紙「公示文」の「3 重複してプロポーザルに参加する場合について」を参照すること。

#### 4 日程について

---

(1) 質問書の提出期限	令和8年1月14日（水）17時15分
(2) 質問書に対する回答	令和8年1月22日（木）送付予定
(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限	令和8年2月5日（木）17時15分
(4) 選定委員会開催日 ※ ヒアリングは実施しない	令和8年3月13日（金）
(5) 設計者の選定等通知	令和8年3月16日（月）送付予定
(6) 評価内容等に関する質問書の提出期限	令和8年3月23日（月）17時15分
(7) 評価内容等に関する質問書に対する回答	令和8年3月30日（月）送付予定

#### 5 質問書の提出及び回答について

---

- (1) 本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式1）に記載し、提出期限までに「13 提出・お問い合わせ先」で示す担当部局へ電子メールにて提出すること。質問書は複数枚の提出となっても差し支えない。なお、メール送信後は必ず提出先まで電話にて連絡すること。
- (2) 上記の方法による提出が困難な場合は、担当部局まで相談すること。
- (3) 口頭による質問は受け付けない。
- (4) 質問に対する回答は、質問書の提出者に文書により回答の上、ホームページ上に掲載し、プロポーザル説明書の追加又は修正として取り扱う。

## 6 参加表明書・技術提案書について

---

### (1) 参加手続について

- ア 参加者は、参加表明書（様式2）及び技術提案書（様式3）並びに各種書類の写し等を、提出期限までに「13 提出・問い合わせ先」で示す担当部局へ提出すること。
- イ 提出方法は、電子メール又はDVDを持参するものとし、参加表明書及び技術提案書並びに各種書類の写し等はPDF形式により提出すること。
- ウ 電子メールで提出する場合は、送信後、必ず担当部局まで電話にて連絡すること。
- エ 技術提案書は、別紙「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。
- オ 提案項目は「7 提案内容について」のとおり。
- カ 担当部局から追加資料を求める場合を除き、提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- キ 上記の方法による提出が困難な場合は、担当部局まで相談すること。

### (2) 提出書類について

- ア 技術提案書の著作権はそれぞれの設計事務所に帰属する。
- イ 提出された技術提案書は非公開とする。
- ウ 設計者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- エ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

## 7 提案内容について

---

（仮称）栄東地区再編小学校新築ほか設備工事に係る設備設計のプロポーザルにおいて、求める提案項目は次のとおり。

- (1) 施設の長寿命化に配慮した、ZEB Ready以上を達成するための電気・機械設備計画について
- (2) 将来の設備改修を見据え、改修工事の施工性・コスト低減を考えた電気・機械設備計画について
- (3) 災害時の避難所利用を踏まえた、屋内運動場の冷暖房設備導入に係る電気・機械設備計画について
- (4) その他独自提案について(当該業務を実施するに当たり重要と考えられる視点等)

## 8 審査及び設計者の選定について

---

審査は、都市局建築部に設置される「建築部プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において非公開で行う。

### (1) 選定委員会の構成（5名）

- |     |       |                 |
|-----|-------|-----------------|
| 委員長 | 都築 一雪 | （都市局 建築部長）      |
| 委 員 | 岩澤 浩一 | （北海道科学大学 教授）    |
| 委 員 | 齋藤 健  | （都市局建築部 設備担当部長） |
| 委 員 | 佐藤 公俊 | （都市局建築部 電気設備課長） |
| 委 員 | 宮崎 照朗 | （都市局建築部 機械設備課長） |

## (2) 審査

ア 参加表明書及び技術提案書を期限までに提出した者を対象に、提出された技術提案書を「(3)評価基準」に基づいて審査し、各委員が1位と評価した数が最も多く、かつ、各委員の評価点の合計が基準点(※)を超える者を設計者として選定する。ただし、各委員が1位と評価した数が同数の場合、1位の者の内、各委員の評価点の合計が高い者を設計者として選定する。

※ 基準点は、各委員の配点の合計に6／10を乗じた点数とする。

- イ 選定した設計者を除いて再度、上記の方法で順位づけし、各委員の評価点の合計が基準点を超える者を5位まで選定する。
- ウ 参加者が1者で、各委員の評価点の合計が基準点を超える場合は、当該参加者を設計者として選定する。

## (3) 評価基準

技術提案書の評価基準は下表のとおり。

業務の実施体制【10点】		
評価項目		配点
過去の業務成績	別紙「技術提案書作成要領 3(1)」の平均点が73点以上	1
保険の加入状況	賠償責任保険に加入	1
総括責任者		
保有資格	別紙「技術提案書作成要領 3(3)ウ」に記載の資格を2個以上保有	1
手持ち業務	令和8年4月以降も携わる5百万円以上（税抜）の設計業務の保有数が2件未満	1
CPD取得数	別紙「技術提案書作成要領 3(3)オ」の条件に該当	1
業務実績	別紙「技術提案書作成要領 3(3)カ」の条件に該当	1
主任技術者		
(総括責任者に同じ)		4
業務の実施方針【10点】		
評価項目		配点
業務への取組体制・姿勢、法令チェック体制、設計担当者・設計チームの特徴、その他（例：監理業務を受託した場合の取組体制など）		10
提案内容に対する評価【100点】		
評価項目		配点
的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		提案項目1 40
		提案項目2 20
		提案項目3 20
		提案項目4 20
合計		120

#### (4) 失格要件

以下の条件のいずれかに該当する場合には、選定委員会において審査の上、失格となることがある。

- ア 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- イ 選定中に技術提案書に記載された業務従事者が従事できないことが明らかになった場合
- ウ 選定後に技術提案書に記載された業務従事者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き従事できないことが明らかになった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 選定中に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた、会社更生法による更生手続開始の申立てがなされた又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- カ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

### 9 設計者の選定通知等

---

- (1) 審査の結果は、参加者全員に電子メールで通知する。また、選定結果及び全ての参加者名は、審査終了後ホームページにて公表する。
- (2) 設計者の選定の通知後、評価に関する質問がある場合は、評価内容等に関する質問書（様式4）の提出期限までに「13 提出・お問い合わせ先」で示す担当部局に電子メールにて提出すること。なお、送信後は必ず担当部局まで電話にて連絡すること。
- (3) 上記の方法による提出が困難な場合は、担当部局まで相談すること。
- (4) 口頭による質問は受け付けない。
- (5) 質問に対する回答は、質問書の提出者に電子メールで回答する。

### 10 業務委託について

---

- (1) 基本・実施設計業務は令和8～10年度(2026～2028年度)に実施予定であり、予算及び事業計画の修正等により、業務委託が不可能になった場合などには、実施しない場合がある。
- (2) 選定された設計者に対しては、原則として当該業務の設計を委託するものとする（業務委託に係る契約手続は財政局管財部で実施）。
- (3) 設計者の選定から契約までの間に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた、会社更生法による更生手続開始の申立てがなされた又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は契約を行わないことがある。
- (4) 選定された設計者と契約が成立しない場合は、設計者選定後に5位まで再選定した者たち、最上位の者から契約の交渉を行うものとする。
- (5) 受託者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行するものとする。
- (6) 受託者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されない。
- (7) 本業務を受託する設計者等（再委託先の設計者等を含む。以下同じ。）及び当該設計者等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことはできない。

## 11 留意事項

---

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 本プロポーザル方式による設計者選定に係る提出書類の作成及び提出に係る費用については、参加者の負担とする。
- (3) 「8 審査及び設計者の選定について（4）」に記載する失格要件に該当した場合、本市が行う入札への参加停止を行うことがある。
- (4) 発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできない。
- (5) 原則として、プロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリング、写真撮影が許されない場所での写真撮影及び通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立入り等は禁止する。

## 12 参考資料

---

以下の参考資料のうち、(1)については札幌市都市局建築部のホームページにて公開し、(2)から(5)については令和8年2月5日（木）まで「13 提出・問い合わせ先」に示す担当部局から電子データにて提供する。資料の提供を希望する場合は、令和8年2月4日（水）までに同担当部局のメールアドレス宛に連絡すること。

- (1) (仮称)栄東地区再編小学校新築等基本計画
- (2) (仮称)栄東地区再編小学校新築等基本計画 別添資料「札幌市小・中学校施設整備基本指針」
- (3) 既存施設の配置図
- (4) 既存施設の平面図
- (5) 近隣の地質調査データ

## 13 提出・問い合わせ先

---

### (1) 担当部局

札幌市都市局建築部建築保全課  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
TEL：011-211-2816  
E-mail：kenchiku.kikaku@city.sapporo.jp（一通あたりのデータ容量は50MBまで）

### (2) 事務等取扱日時

土、日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。